登米市上下水道事業公告第32号

建設工事一般競争入札（電子入札）公告

制限付一般競争入札 を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月22日

登米市上下水道事業
登米市長　熊谷　康信

1　入札に関する事項

（1）工 事 番 号　　登水請第260023-1号
（2）工　事　名　　水道２１０３号線外布設替工事
（3）施 工 場 所　　登米市中田町石森字境堀地内
（4）工　　期　　契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
（5）工 事 概 要　　水道施設工事

水道2103号線
　配水管布設替工　PP　　φ50　L=137.9m
　排水設備工　　SGP-VB　φ50　N= 1箇所
　給水管切替工　　　　　　N= 4箇所

水道2182号線
　配水管布設替工　PP　　φ50　L= 2.0m

水道1752号線
　配水管布設替工　DCIP-GX　φ100　L=18.8m
　給水管切替工　　　　　　N= 1箇所

（6）入札保証金　　免　除
（7）支払い条件　　前払金、中間前払金　有
（8）最低制限価格　　契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定する。
　　最低制限価格に満たない価格をもってした入札は失格とし、再度の入札に参加できない。
（9）入 札 方 法　　制限付一般競争入札（電子入札）
(10) そ　の　他　　本工事は、週休２日工事（現場閉所型）の対象である。

2　入札の場所及び日時

開　札　　令和8年11月9日（月）　午前9時10分　から　登米市役所迫庁舎 契約検査室

３　その他入札情報については、下記場所に備え置いて閲覧に供する。
登米市上下水道事業公告第32号 建設工事一般競争入札（電子入札）公告に係る閲覧場所
登米市役所迫庁舎 契約検査室　　登米市迫町佐沼字中江二丁目６番地１
登米市電子入札ポータルサイト　入札情報公開システム

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第８条及び第９条の規定に基づく、有資格者で開札日において次の要件を満たしていること。

登録業種	水道施設工事
登録等級（公告日現在）	Ｂ等級
事業所の所在に関する条件	登米市内に本社（本店）を有する業者であること。
施工実績に関する条件	なし
施工に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	建設業法に規定する技術者の配置ができること。また、専任で技術者を配置する場合は、開札日の前日以前に３か月以上入札参加者と直接的な雇用関係があること。 配水管技能者（耐震継手）を適切に配置できること。
その他	「一般競争入札公告事後審査方式共通事項」に示すとおりとする。 （登米市ホームページに掲載）

担当課		電話番号	所在地
入札担当	契約検査室	TEL　0220-22-2097 FAX　0220-22-2433	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
工事担当	上下水道部 水道施設課	TEL　0220-52-3312 FAX　0220-52-3381	登米市登米町寺池目子待井381番地1

５　入札日程

手続き等	期間・期日・期限	場所等
設計図書等の閲覧	令和8年10月22日　（木）から 令和8年11月6日　（金）まで	登米市役所 契約検査室及び 登米市電子入札ポータルサイト
質問書の受付	令和8年10月22日　（木）から 令和8年10月28日　（水） 午後3時00分 まで	電子入札システムへの入力

回答書の閲覧	令和8年10月22日　（木）から 令和8年11月6日　（金）まで	電子入札システムの閲覧
入札書提出受付	令和8年11月5日　（木） 午前8時30分 から 令和8年11月6日　（金） 午後3時00分 まで	電子入札システムへの入力
開札	令和8年11月9日　（月） 午前9時10分 から	登米市役所契約検査室
入札参加資格確認資料の提出	令和8年11月10日　（火）	電子入札システムへの入力
開札結果の公表	契約締結後	登米市役所 契約検査室及び 登米市電子入札ポータルサイト

※契約検査室での閲覧については、土日及び祝日を除く午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。また、電子入札システム及び入札情報公開システムの取扱については、登米市ホームページ【電子入札システム稼働予定表】のとおりとする。

6　入札書と併せて提出する書類　　工事費内訳書

7　資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後、入札参加資格確認書類を求められた場合は、次の書類を提出すること。

（１）配置技術者届出書　１部
（２）配置技術者の資格者証の写し　１部
（３）配置技術者と雇用関係が確認できる書類　１部
（４）建設業許可申請書「様式１別紙４」写し　１部
（５）その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

8　入札の無効

（１）登米市契約規則第16条、登米市建設工事競争入札心得第７条、登米市電子入札実施要領第17条の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
（２）落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に、入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

9　その他

（１）入札回数は、初度を含め３回を限度とする。
（２）開札への立ち会いを希望する場合は、開札日の前日まで入札担当課に連絡すること。
また、当日は、開札に関する委任状を持参すること。
（３）資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、実行のある競争の確保の観点から入札参加を制限する。